

## 会 議 録 (概要)

会議の名称	令和元年度第1回佐渡市個人情報保護制度審議会
開催日時	令和2年2月12日(水) 午前10時開会 午前12時閉会
場所	佐渡市役所第2庁舎 第7会議室
議題	1 会長・副会長の互選について 2 個人情報業務の登録について(赤ちゃん写真展) 3 佐渡市個人情報保護条例施行規則の一部改正について(個人情報業務登録票の様式の改正)
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	公開
出席者	<委員> 会長 中嶋 羊一 副会長 永井 恭子 委員 藤井 光、名畑 岐、矢島 陽子、佐藤 友典、 渡邊 日出子 <諮問案件担当課> 子ども若者課 子育て企画係 係長 平岩 繁美 <事務局> 総務課 課長 中川 宏、課長補佐 斎藤 壮一、 総務係長 金子 高敏、主事 菊地 由佳
傍聴人の数	0人
備考	

会議の概要(発言の要旨)	
発言者	議題・発言・結果等
子ども若者課	<p><b>1 議事第1号</b> 会長・副会長の互選について 委員の互選により、中嶋委員が会長に、永井委員が副会長に選任された。</p> <p><b>2 議事第2号</b> 個人情報業務の登録について(赤ちゃん写真展) 【担当課からの説明】 <b>(1) 諮問の経緯</b> 本市の課題である人口減少の一因には、出生数の減少が著しいことが挙げられる。子育てをする気運の醸成を図ることを目的とし、</p>

	<p>赤ちゃん写真展を実施することとなった。この業務に関して、個人情報取得することとなるため、諮問したものである。</p> <p><b>(2) 事業の流れ</b></p> <p>市ホームページ上に設置する応募フォームを通し、応募者が連絡先を入力し、送信する。その後、受信を確認した子ども若者課が写真送付用のメールアドレスを応募者に通知し、応募者がメールアドレス宛に写真を送付することで応募が完了する。子ども若者課は、展示の有無及び具体的な日時を決定し、応募者に通知する。庁舎及び市関係施設において写真を展示し、展示終了後は、写真を応募者に送付するものとする。</p> <p><b>(3) 個人情報の取扱いについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報を取得する対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>①乳幼児 名、性別、年齢、生年月日、容姿及び家族関係</li> <li>②応募者 氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び家族関係</li> </ul> </li> <li>・ 展示によって公開する個人情報は、乳幼児の容姿及び名とする。</li> <li>・ 応募されたデジタルデータについては、子ども若者課の特定の職員のパソコンにて適正に管理する。また、保存年限は1年とし、経過後は適正に処分する。データを出力し、掲示した写真については、掲示期間を終えた後、応募者に送付する。</li> </ul> <p><b>【質疑・意見】</b></p>
佐藤委員	<p>取得する個人情報は必要最小限の範囲なのか。また、事業は今後も続けていくものなのか。</p>
子ども若者課	<p>最小限であり、必要な情報であると考えている。事業は続けていく予定である。</p>
中嶋会長	<p>応募資格に定められている親族は六親等の親族と解釈してよいのか。</p>
藤井委員	<p>応募はホームページに限られるのか。紙ベースでも受け付けるのか。親族となると民法の規定になるがそれを応募資格にするのは難しいのではないのか。</p>
永井委員	<p>親権者に同意書をもった方がいいのではないのか。むしろ、広く募集を募るよりも親権者のみに限った方がいいのではないのか。</p>
名畑委員	<p>同意書はハードルが高いのではないのか。</p>

<p>子ども若者課</p>	<p>親権者に絞ることで、応募自体が少なくなってしまうおそれがあるため、間口を開いたものにしたと考えている。紙ベースでの応募を認めるかについては、今後検討する。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>個人情報保護条例の解釈運用基準を見ると、乳幼児の個人情報については、その法定代理人の同意を得て取得することで本人の同意を得て取得したものとみなすという解釈があることから、親権者の同意を得ることをより確実にすればよいと考える。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>取得する個人情報の整理を行い、乳幼児、親権者及び応募者に分けて取得するものとし、応募の際には親権者の連絡先を記載してもらうものとしてはどうか。また、応募を受け付けた後に実施機関から親権者に連絡をし、同意の有無について確認を取るものとしてはどうか。</p> <p>委員の質疑・意見を踏まえ、審議の結果、取扱いを以下のとおりに変更し、個人情報の取得について承認された。</p> <p><b>【変更・決定事項】</b></p> <p><b>(1) 個人情報を取得する対象</b></p> <p>①乳幼児 名、生年月日及び容姿  ②親権者 氏名、住所及び電話番号  ③応募者 氏名、住所、電話番号及びメールアドレス</p> <p><b>(2) 親権者の同意の有無に係る確認の方法</b></p> <p>当初案では、応募フォームに本人の同意について確認した旨のチェック欄を設けることで本人の同意の有無を確認することとしていたが、審議の結果、確認が不十分であるという意見が多数であったため、応募の際には乳幼児の親権者の連絡先を必ず記載することとし、応募を受け付けた後に実施機関から直接親権者に連絡を取り、同意の有無を確認する取り扱いとした。</p> <p><b>3 議事第3号 佐渡市個人情報保護条例施行規則の一部改正について（個人情報業務登録票の様式の改正）</b></p> <p>平成19年に佐渡市個人情報保護条例が改正されたことに伴い、佐渡市個人情報保護条例施行規則に規定される個人情報業務登録票についても改正が行われた。今回は、個人情報が取得される際に登録される現行の様式に新たに目的外利用・外部提供の様式を加える改</p>

	正、登録する個人情報の項目を細分化する改正等、より具体的に諮問事項が反映されるよう様式の改正を行うものである。大きな変更であるため、事務局から審議会に報告がされた。
--	--